鳥取県電力の調達に係る環境配慮評価基準

配点表

	要素			区	分		得 点
基本項目	① 平成28年度 1kWh 当たりの二酸化炭素	0.00	00	以上	0.550	未満	70
	排出係数(調整後排出係数)	0.55	0	以上	0.575	未満	65
	(単位:kg-CO ₂ /kWh)	0.57	'5	以上	0.600	未満	60
	(※1)	0.60	00	以上	0.625	未満	55
		0.62	25	以上	0.650	未満	50
		0.65	0	以上	0.675	未満	45
		0.67	5	以上	0.700	未満	40
		0.70	00	以上	0.725	未満	35
		0.72	25	以上	0.750	未満	30
		0.75	0	以上	0.775	未満	25
		0.77	'5	以上			20
	② 平成28年度の未利用エネルギー	0.67	'5	%以上			10
	活用状況		0	%超	0.675	%未満	5
	(%2, %6)		活用していない				0
	③ 平成28年度の再生可能エネルギー	5.0	00	%以上			20
	導入状況	3.0	00	%以上	5.00	%未満	15
	(%3, %6)	1.5	0	%以上	3.00	%未満	10
			0	%超	1.50	%未満	5
				活用してい	いない		0
加点項目	④ グリーン電力証書の購入状況			購入	済		5
	(¾4)			未購	入		0
	⑤ 需要家への省エネルギー・		取り組んでいる				5
	節電に関する情報提供の取組 (※5)		取り組んでいない				0

※1 1kWh あたりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された調整後二酸化炭素排出係数をいう。

なお、二酸化炭素排出係数が公表されていない新規参入の小売電気事業者においては、環境大臣及び 経済産業大臣によって公表されている代替値を二酸化炭素排出係数として用いてよいこととする。

- ※2 未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。
 - ①平成28年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を
 - ②平成28年度の供給電力量(需要端)(kWh) で除した数値 (算定方式) 平成28年度の未利用エネルギーの活用状況(%)=①÷②×100
 - 注1 未利用エネルギーとは発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。 ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)を いう。
 - ① 工場等の廃熱又は排圧
 - ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特

別措置法(平成23年法律第108号。)(以下「FIT法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)

- ③ 高炉ガス又は副生ガス
- 注2 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと 混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の 熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
- 注3 平成28年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 注4 平成28年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- ※3 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。
 - ①平成28年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)に、
 - ②平成28年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)を加え、
 - ③平成28年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)平成28年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)=(①+②)÷③×100
 - 注1 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)
 - 注2 平成28年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)には他小売電気事業者への販売分は含まない。
 - 注3 平成28年度の供給電力量(③)には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- ※4 平成28年4月1日から「鳥取県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出期限までの購入状況とする。また、購入状況には購入予約契約を含む。
- ※5 需要家への情報提供の例として、「電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)」、「需要逼迫時における節電依頼メール」、「ホームページにおける使用電力量の推移等の照会サービス」、「設定した使用電力量を超過した場合の通知サービス」等が挙げられる。

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※6 平成28年度以降に小売電気事業の登録を行った小売電気事業者の平成28年度の未利用エネルギー活用状況及び再生可能エネルギー導入状況については、供給開始月から12ヶ月分(供給開始からの発受電月報が12ヶ月分に満たない事業者については、供給開始月から直近までの期間分)の発受電月報を基に算出した各数値を、平成28年度実績とみなす。